

自衛官募集のお知らせ

次のとおり自衛官を募集します。

募集種目	資格	受付期間
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	8月1日～9月10日
看護学生	高卒(見込含) 24歳未満の者	9月6日～10月1日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満の者	8月1日～9月10日
自衛官候補生 (2等陸・海・ 空士制度の変更)		通年
男子		8月1日～9月10日
	女子	8月1日～9月10日

▼お問い合わせ先

▽自衛官募集相談員

中村聖子(門別地区)

川淵健一(日高地区)

▽自衛隊札幌地方協力本部

静内地域事務所

電話014614412121

(内線364)

**平成21年度入国警備官
採用試験の開催について**

平成21年度入国警備官採用試験を次の要領で実施します。

●試験実施日

▽第1次試験 9月26日(日)

合格発表 10月13日(水)

▽第2次試験 10月19日(火)

10月20日(水)

(1)試験次合格通知書で指定する日時

合格発表 11月11日(木)

●申込受付期間等

7月20日(火)～8月3日(火)

札幌入国管理局において郵送(簡易書留)及び持参(土日祝日を除く9時から17時)にて受け付けます。インターネットでの申込は、7月20日(火)9時～7月27日(火)17時の間、次の人事院インターネット申込専用アドレスで受け付けます。
<http://www.friji-shiken.jp/moushikomi.html>

●受験資格

昭和62年4月2日から

平成5年4月1日生まれの者。

●来年度採用予定者

全国で約50名(変動の場合あり)

●受験申込用紙の請求先

封筒の表に赤字で「入警請求」と書き、140円切手(1部希望の場合)を貼り宛先を明記した返信用封筒(角形2号:長さ33・5cm、幅24cm程度で

表に赤字で「入警」と書く)を同封して、人事院北海道事務局(〒06010042札幌市中央区大通西12丁目札幌第3号道庁舎内)または法務省札幌入国管理局(同住所)へお願いします。

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりいたしました、約87万件の左記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

●終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。

●帰国前に樺太(真岡、大泊、豊栄、留多加など)、満州(瀋陽、吉林、撫順、鞍山など)にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

返還の請求は、「ご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。」もしもしたら家にも:」とお気づきの方は、お気軽に最寄りの税関までお問い合わせ下さい。

▼お問い合わせ先

・函館税関監視部統括監視官部門

電話 013814014244

・苫小牧税関支署統括監視官部門

電話 014413411953

**医療受給者証の
更新申請のお知らせ**

特定疾患及びウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の更新申請のお知らせ

特定疾患及びウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の有効期限が平成22年9月30日となっている方は、7月1日から9月30日の間に有効期間の更新手続きをすることができません。

更新の手続きをしない場合は、10月1日から今お持ちの医療受給者証は医療機関で使用できません。

また、10月1日以降の申請は新規申請となり、審査に時間がかかります。各医療受給者証の交付時に同封した「特定疾患医療受給者証をお持ちの皆様へ」又は「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証をお持ちの皆様へ」をご覧の上、更新手続きを行ってください。

申請に必要な書類は、保健所にあります。

また、北海道ホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/fh/iks/index>

▼申請・お問い合わせ先

静内保健所 健康推進課保健予防係

電話 0146144210251

平成22年度「家畜商講習会」の開催について

●講習会日時及び場所

▽日時 平成22年11月16日(火) 17日(水)

▽場所 札幌市中央区北3西7 北海道庁別館 地下1階

大会議室

●受講手続

▽受講願書(正副2部)

・正副とも所定の規格の写真を貼付すること。

・正本には、手数料として3,060円相当の北海道収入証紙を貼付し消印すること。

・写真、押印については、正副とも原本であること。

▽講習時間の特例措置適用申請書及び当該免許証の写し

(講習時間の特例措置を受ける者のみ)

▽申請様式は道のホームページ

「申請・入札・申告オンラインサービス(申請書ダウンロード)」から入手して下さい。

・HPアドレス

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/eig_soshiki_list.htm

「北海道の組織別一覧」農政部下の「北海道の組織別一覧」農政部下の「食の安全振興局畜産振興課」よりお入り下さい。

●提出先・提出方法

北海道日高振興局産業振興部農務課または役場産業経済課農政・畜産Gまで持参して下さい。

●提出期限 平成22年9月17日(金)

▼問い合わせ先

北海道日高振興局産業振興部農務課
電話0146-2219344

門別温泉「とねっこの湯」要介護身障浴場の利用拡大のお知らせ

8月1日より門別温泉「とねっこの湯」要介護身障者浴場の利用が、介護を要する者で、介護保険被保険者証の要介護1～5を所持している者の内、日高町内に住民登録を有する方に限り利用できるようになりました。

利用上の留意事項について、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

■問い合わせ先

門別温泉とねっこの湯 (電話01456-3-4126)
日高町役場住民課 社会・環境グループ (電話01456-2-6182)

ダムからの放流について

沙流川取水堰(通称ウエンザルダム)

日高取水堰からの放流について

みなさまにおねがい!

●次のような時に水門を開けて水を流します。

- ・降雨等により川の水が増えた時
- ・発電設備を点検補修する時
- ・車両の転落事故など、予測できない事故があった時。

●放流する時の連絡について

(沙流川取水堰(ウエンザルダム))

- ◎スピーカーの吹鳴
- ・堰放流を開始する時、水位上昇の約15分前から約15分間吹鳴。

◎サイレンの吹鳴

- ・堰サイレンは放流を開始する時、水位上昇の約10分前から約10分間吹鳴。

(日高取水堰)

◎スピーカーの吹鳴

- ・堰越流を開始する時、約15分間吹鳴
- 川での事故防止のため、スピーカー、サイレンの吹鳴が聞こえた時は安全な場所に戻して下さい。

特に魚釣りや子供さんの川遊びなどには、十分注意願います。

▼お問い合わせ先

北海道電力株式会社

日高水力センター

TEL 014571612076

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか?

既存住宅における「住宅用火災警報器」の設置義務化が、平成23年6月1日からとなっています。(新築住宅は既に義務化されています。)

設置場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも必要です。住宅火災による犠牲者をなくすため、一日も早い設置をお願いします。

☆☆☆悪質な訪問販売や

点検にご注意下さい! ☆☆☆

設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係 (TEL 01456-2-1521)

日高支署予防係 (TEL 01457-6-2244)

※日高町ホームページにも掲載しています。